

事 務 連 絡
平成27年9月25日

関係団体御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）

介護保険制度及び老人福祉行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり厚生労働省医政局長より各都道府県知事に対して通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴団体が設置・管理している自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置登録情報の適切な登録・更新等をお願いします。

また、貴団体の会員が設置・管理しているAEDについても、AED設置登録情報の適切な登録・更新等が行われるよう、当該通知の内容について周知いただきますよう御協力をお願いします。なお、登録・更新の手順は下記ホームページから参照できます。

（参考）「日本救急医療財団全国AEDマップ」

URL：<https://www.qqzaidanmap.jp/>